

事 務 連 絡
令和 2 年 5 月 29 日

西宮市内指定障害児通所支援事業者 様

西宮市法人指導課長
西宮市生活支援課長
西宮市障害福祉課長

学校再開後の西宮市内指定障害児通所支援事業所の対応について

このたび、西宮市立学校等が6月1日から分散登校により再開されることとなりました。

学校再開後の放課後等デイサービスの取扱いについては、「緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除に伴う放課後等デイサービス事業所の対応について(その2)」(令和2年5月28日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)(以下、「5月28日付厚労省事務連絡」)において示されたところです。

また、令和2年5月25日、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づく「緊急事態宣言」が全ての都道府県で解除され、兵庫県において「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」が改定されるとともに、「障害福祉サービス事業所における新型コロナウイルス感染防止対策について」(令和2年5月26日付兵庫県健康福祉部健康福祉局障害福祉課長他連名事務連絡)において、障害福祉サービス事業所における感染防止対策が示されたところです。

つきましては、本市における学校再開後の指定障害児通所支援事業所の取り扱いについて、下記の通りとします。

なお、下記取り扱いを終了する際は、別途お知らせします。

記

1. サービス提供について

『「緊急事態宣言」発令に係る西宮市内指定障害児通所支援事業所の対応について』(令和2年4月10日付西宮市法人指導課長他連名事務連絡)(以下、「4月10日付市事務連絡」)においてお示した「保護者の支援が得られるなど、居宅等で過ごすことが可能な方については、保護者の意向を十分に確認のうえ、利用の自粛に協力を求めること」とする旨の対応について、今後西宮市としては求めないことといたしますので、ご留意ください。

2. 放課後等デイサービスの基本報酬について

- 分散登校を実施している期間について、報酬単価は学校休業日単価を適用することとします。

また、市や学校種別に応じて分散登校を実施する期間が異なりますが、学校が休業中の児童や分散登校している児童と、通常通り登校する児童が混在して受け入れる場合であっても、全部休業しているものとして、学校休業日単価を適用することとします。

- 5月28日付厚労省事務連絡における、「学校休業日単価の取扱い適用終了については、地域すべての学校が通常通りの登校となってから一定程度（1～2週間）の期間を置いた上で終了することとし、終了の日については、あらかじめ市町村において定めること。」の具体的な取り扱い及び期間については、別途通知することと致します。

3. 児童発達支援及び放課後等デイサービスの定員超過減算、人員欠如減算の取扱いについて

引き続き、利用者の処遇について十分に配慮することを前提に、定員超過減算及び人員欠如減算は適用しない取り扱いとします。

定員超過による受入及び人員基準を満たさず受け入れを行った場合には、その理由を記録してください。

4. 電話等による代替的支援の取り扱いについて

新型コロナウイルス感染症予防の観点から、4月10日付市事務連絡における、居宅への訪問や電話、skype、その他の方法により代替的支援を行った場合の特例的な報酬算定の取り扱いを引き続き適用することとします。

5. 放課後等デイサービスに係る利用者負担額について

分散登校を実施している期間について、「学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービスの請求について」（令和2年5月1日付西宮市健康福祉局福祉部障害福祉課長事務連絡）及び同事務連絡別添「【西宮市版】請求等事務について（2）」における特例的取り扱いを引き続き適用することとします。

なお、上記取扱いは放課後等デイサービスに限ります。

6. その他特例的取り扱いについて

4月10日付市事務連絡、「新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に関連した放課後等デイサービスに係るQ&Aについて（4月28日版）の一部修正について」（令和2年5月1日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）等における特例的取り扱いについても引き続き適用することとします。

以 上

問 い 合 わ せ 先

西宮市法人指導課 電話：0798-35-3423

生活支援課 電話：0798-35-3923

障害福祉課 電話：0798-35-3767